

各 位

平成 18 年 2 月 16 日

株式会社ライブドアマーケティング 代表取締役社長 穂谷野 智 (証券コード 4759 東証マザーズ) 問合せ先 経営企画管理本部マネージャー 藤田 圭輔 (TEL 03-5575-5400)

証券取引法違反容疑による起訴状受領に関するお知らせ

本日、東京地方裁判所より平成18年2月13日に東京地方検察庁が起訴した起訴状を受領したことを お知らせいたします。被告人は当社と株式会社ライブドアならびに岡本文人(前代表取締役)、堀江貴文(前 取締役)、宮内亮治(前取締役)、他1名であります。記載内容は下記になります。

1. 記載内容

公訴事実

被告会社株式会社ライブドア(以下「ライブドア」という)は、東京都新宿区歌舞伎町2丁目16番9 号に本店を置き、ポータルサイトの運営、企業の買収・合併等を主な業務としていたもの、被告会社株式 会社ライブドアマーケティング(平成17年5月31日までの商号は、バリュークリックジャパン株式会 社、以下商号変更前も含めて「ライブドアマーケティング」という)は、ライブドアの子会社であって、 同都港区六本木6丁目10番1号に本店を置き、インターネットによる広告、広告代理等を業務とし、東 京証券取引所(以下「東証」という)マザーズ市場に上場していたもの、被告人堀江貴文は、ライブドア の代表取締役兼最高経営責任者であり、ライブドアと一体となって企業買収等を行うことを業務としてい る同社の完全子会社である株式会社ライブドアファイナンス(以下「ライブドアファイナンス」という) 及びライブドアマーケティングの取締役であったもの、被告人宮内亮治は、ライブドア及びライブドアフ ァイナンスの財務等に関する業務を実質的に統括するライブドアの従業員であったもの、被告人岡本文人 は、ライブドア及びライブドアファイナンスの取締役であり、ライブドアマーケティングの代表取締役社 長あるいは同内定者として同社の業務全般を統括していたもの、被告人中村長也は、ライブドアファイナ スの取締役であり、出版業等を目的とする株式会社マネーライフ社(以下「マネーライフ社」という)の 取締役であったものであるが、被告人4名は、ライブドアマーケティングにおいて、ライブドアがライブ ドアファイナンスを介してVLMA2号投資事業組合の名義で既に買収済みのマネーライフ社との間で、 同社の企業価値を過大に評価した株式交換比率で同社をライブドアマーケティングの完全子会社とする株 式交換を行う旨公表するとともに、株式を100分割する旨も公表し、さらに、同社において実際には平 成16年度第3四半期(同年1月1日から同年9月30日)に経常損失及び当期純損失が発生していたの に、架空の売上、経常利益及び当期純利益を計上して虚偽の業績を発表することにより、同社の株価を維 持上昇させた上で、上記株式交換により実質的にライブドアがVLMA2号投資事業組合の名義で取得し たライブドアマーケティング株式を売却して利益を得ようと企て、被告会社両社及びライブドアファイナ ンスの従業員らと共謀の上、被告会社両社の業務及び財産に関し、ライブドアマーケティング株式の売買 のため及び同株価の維持上昇を図る目的をもって、真実は、ライブドアマーケティングとマネーライフ社 との株式交換は、上記企てのもとに行われ、株式交換比率を、ライブドアファイナンスの従業員が、マネ ーライフ社の企業価値を大幅に超える株数のライブドアマーケティング株式の発行を実質的にライブドア に受けさせるためマネーライフ社の企業価値をあえて過大に評価して決めるなどしたものであったにもか かわらず、平成16年10月25日、東証が提供する適時開示情報閲覧サービスであるTDNetにより、 ライブドアマーケティングが、取締役会において同年12月1日を期日とする株式交換によりマネーライ フ社を完全子会社とすることを決議した旨を公表するに際し、「株式交換比率(1対1)については、第三 者機関が算出した結果を踏まえ両者間で協議の上で決定した」旨等の虚偽の内容を含む公表を行い、次い で、同年11月9日、上記TDNetにより、同月8日に公表されたライブドアマーケティング株式の1 00分割に伴い上記株式交換の交換比率を1対100に訂正する旨公表し、さらに、真実は、ライブドア マーケティングは平成16年度第3四半期において、経常損失及び当期純損失が発生していたのに、架空 の売上、経常利益及び当期純利益を計上して、同年11月12日、上記TDNetにより「ライブドアマ ーケティングの第3四半期の売上高は約7億5900万円、経常利益は約7200万、当期純利益約53 00万である。当期第3四半期においては、前年同期比で増収増益を達成し、前年中間期以来の完全黒字 化への転換を果たしている」旨虚偽の事実を公表し、もって、有価証券の売買その他の取引のため及び有 価証券の相場の変動を図る目的をもって、偽計を用いるとともに、風説を流布したものである。

罪名及び罰条

証券取引法違反 同法第197条第1項第7号、第158条、第207条第1項第1号、刑法第60条

2. 当社の今後の方針

当社としましては、起訴された事態を厳粛に受け止めるとともに、経営諮問委員会から監督・指導をいただきながら適法かつ適正な経営判断を図り、経営管理体制の強化及び再発防止に努め、また、引き続き捜査に全面的に協力し、社内調査に注力することで事実の解明に努めていく所存でございます。また、今後当社は失われた信頼を回復すべく、役員・従業員一丸となって全力を尽くす所存であります。

株主、お客様、関係各社の皆様に多大なご心配とご迷惑をお掛けすることを重ねてお詫び申し上げます。

以 上